

諮 問 庁 亀 岡 市 長

諮 問 日 令和6年 8月27日（6総第1110号）

答 申 日 令和6年10月21日（6行審第1号）

答 申 書

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市行政不服審査会

会長 小野里 光広

委員 岡田 一毅

委員 村田 淑子

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）入所保留に関する処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

保育所・認定こども園入所保留処分の取り消しを求める。

公平な入所申込や入所調整の事務手続きを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならないが、その義務を果たしていない（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第3条の3）。
- (2) 保護者の労働等の事由により、児童に保育を必要とする場合は、保育所において保育しなければならないが果たしていない（児童福祉法第24条）。
- (3) 入所申請において、入所希望施設の選択内容により不利な扱いを受けた（行政手続法（平成5年法律第88号）第1条）。
- (4) 第1希望の保育所等への入所保留処分を受けたことにより、その後の手続きに時間的、事務的負担を強いられている。
- (5) 第1希望の保育所等への2号認定利用の入所保留処分により、別途金銭的負

担が生じた。

- (6) 1号認定利用で保育を受けつつ、2号認定利用の入所申請をした場合に、すでに保育を受けていると判断され、不当な扱いを強いられることとなる。

第3 処分庁の主張

1 要旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考えます。

2 理由

(1) 及び (2) について

児童福祉法第24条第3項において、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに（一部抜粋）」とあり、利用調整により入所保留が発生することは避けようがなく、すぐさま保育を受けさせる義務を果たしていないとはいえない。

(3) について

処分庁は、入所申請を完了して状況を把握したうえで、保育所等へ入所可能人数を照会して保育所等からその報告を受けるため、入所申請の受付時には、保育所等が受け入れる児童数は確定していない。よって、当該手続きは公平性に欠けるものではない。

(4) について

2号認定利用について入所保留となったことで、教育標準時間以降の時間帯も保育を無償で利用する場合には、新2号認定を受ける必要があり、その申請を行うため、審査請求人の時間的、事務的負担が増えたことは認める。

(6) について

1号認定利用と新2号認定を受け、保育所等を利用することによって、今後の2号認定利用に係る入所決定において不利な扱いをすることはしない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求に理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 及び (2) について

児童福祉法第24条第3項において、「市町村は、保育の需要に応ずるに足

りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う」として、利用調整を行うことを認めており、その結果、入所保留が発生することは避けようがなく、すぐさま保育を受けさせる義務を果たしていないとはいえない。

(3) 及び(6) について

入所決定は、亀岡市保育の利用に関する規則（平成26年亀岡市規則第28号）別表第1及び別表第2に基づき、選考指数の高いものから行うこととし、客観的な判断により行っていることから、適正な事務である。

(5) について

1号認定利用と新2号認定をあわせて利用している者は、夏季休暇の期間は預かり保育が必要となり、1号認定利用と比較して金銭的負担が増加することは認める。しかし、負担額を抑えるため、国及び地方公共団体の施策により、一定の額が支給されている。

第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年 8月27日 諮問書の受理

令和6年 9月 3日 審議

第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の理由と同旨であるが、以下敷衍する。

1 児童福祉法第3条の3及び第24条について

児童福祉法第3条の3は、市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として第24条第1項の規定による保育の実施を適切に行わなければならないことを規定し、第24条第1項は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童が保育を必要とする場合において、児童を保育所等において保育する義務を課している。一方で、同法第3項では、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足する場合等には保育所等の利用について調整を行うことを認めている。

したがって、保育を必要とする全ての児童が希望する保育所等に入所ができない状況となるのが、すぐさま児童福祉法第3条の3及び第24条に違反しているとはいえない。

2 行政手続法第1条について

入所決定については、亀岡市保育の利用に関する規則別表第1、別表第2及び

別表第3に基づき、選考指数の高いものから入所の決定を行うこととしており、客観的な判断により入所決定事務を行っており、違法、不当はない。

3 結論

以上のことから、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、審査庁は、本件審査請求を棄却すべきである。

第7 付言

保育所への入所決定は、申請者の子育てを左右する重大な事案である。したがって、入所に係る事務手続や入所の可否を判断する基準等については、単にホームページ上の「例規集」に掲載するだけでなく、不安を抱える申請者に対してホームページ等にわかりやすく内容を掲載し、十分な理解が得られるよう努められたい。また、行政庁が申請拒否処分を行う場合は、一般論として、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない（最判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁）とされていることから、入所保留通知書の保留となった理由欄については、個々の具体的理由を詳細に記載することまでは難しいかもしれないが、工夫をされたい。なお、審理員意見書が付言しているように、入所申請に係わる諸手続について、オンライン申請等が簡単にできるような態勢を整備することで、利用者の負担軽減に向けて、検討を進められることを本審査会としても希望する。